

件名	愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務管理課
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（平成18年6月7日公布、平成19年3月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>行政財産の貸付け範囲が拡大されることに伴い、行政財産の無償貸付け又は減額貸付けの制度を設けるもの（普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの規定の準用）</p> <p>【追加】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（行政財産の無償貸付け又は減額貸付け）</p> <p>第5条 前条の規定は、行政財産を無償又は時価よりも低い価額で貸し付ける場合について準用する。</p> </div> <p>【参考】</p> <p>（普通財産の無償貸付又は減額貸付）</p> <p>第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公用、公共の用又は公益事業の用に供するため、国又は他の地方公共団体に貸し付けるとき（収益を目的とする場合を除く）。 (2) 地震、火災、水害等の災害（以下「災害」という。）その他の緊急事態の発生に伴う応急施設又はその用地として貸し付けるとき。 (3) 災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が公益上特に必要があると認めるとき。 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の改正概要（行政財産の貸付け等）</p> <p>【改正前】</p> <p>土地の貸付け（独立行政法人、地方三公社、地方独立行政法人、公務員共済組合等と1棟の建物を区分所有する場合）</p> <p>地上権の設定（鉄道事業者、地方道路公社、電気・ガス・水道・電気通信事業者が鉄道・道路・電線路・ガス管・水道管等の施設を設置する場合）</p> <p>【改正後】（今回新たに追加される貸付け等）</p> <p>土地の貸付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産である土地の本来の目的を効果的に達成することができるような建物等の所有を目的とする場合（例：空港ターミナルビル、港湾荷揚げ施設、倉庫の底地） ・ 行政財産である土地とその土地に隣接する民有地の上に民間施設と庁舎等を合築する場合（例：市街地再開発に伴う土地の有効活用） <p>庁舎の空き床の貸付け（例：市町村合併、行政改革による庁舎の空きスペース）</p> <p>地役権の設定（電線事業者が電線路の用に供する場合）</p> <p>行政財産の使用料（改正前の条例）</p> <p>（行政財産の使用料）</p> <p>第5条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用させる場合には、相当の使用料を徴収する。ただし、知事が特に認めるものについては、その使用料を減額し、又は免除することができる。</p>	